



新型コロナウイルス感染症に対応 した松田町学校ガイドライン

～新しい生活様式～



2022 年 5 月 改訂版

松田町教育委員会

目 次

第1章 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について	・・・ 3
1 新型コロナウイルス感染症について	・・・ 3
2 設置者及び学校の役割	・・・ 5
(1) 教育委員会等の役割	・・・ 5
(2) 学校の役割	・・・ 5
3 家庭との連携	・・・ 5
第2章 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について	・・・ 8
1 児童生徒等への指導	・・・ 8
2 基本的な感染症対策の実施	・・・ 9
(1) 感染源を絶つこと	・・・ 9
(2) 感染経路を絶つこと	・・・ 10
(3) 身体全体の抵抗力を高めること	・・・ 15
3 集団感染のリスクへの対応	・・・ 17
(1) 「密閉」の回避（換気の徹底）	・・・ 18
(2) 「密集」の回避（身体的距離の確保）	・・・ 19
(3) 「密接」の場面への対応（マスクの着用）	・・・ 21
4 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応等について	・・・ 23
(1) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等	・・・ 23
(2) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合	・・・ 23
5 出席停止等の取扱い	・・・ 24
(1) 出席停止の措置をとるべき場合	・・・ 24
(2) 出席停止の措置をとる必要がない場合等	・・・ 24
(3) 上記のほかに「欠席」の扱いとしない場合	・・・ 24
6 児童生徒等及び教職員の心身状況の把握、心のケア等	・・・ 25
7 教職員の感染症対策	・・・ 26
第3章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について	・・・ 27
1 各教科等について	・・・ 27
2 儀式的行事	・・・ 29
3 修学旅行等における感染症対策	・・・ 30
4 部活動	・・・ 30

5	給食等の食事をとる場面	・・・32
6	図書館	・・・33
7	清掃活動	・・・34
8	休み時間	・・・34
9	登下校	・・・34
	(1) 徒歩及び公共交通機関利用による登下校について	・・・34
	(2) スクールバスによる登下校について	・・・35
10	健康診断	・・・35
第4章 学習指導について		・・・36
1	教育課程の見直し	・・・36
	(1) 通年でのカリキュラム・マネジメント	・・・36
	(2) 学習指導と評価	・・・38
	(3) 学校行事等	・・・41
第5章 感染が広がった場合における対応について		・・・43
1	町福祉部局との連携による地域の感染状況の把握	・・・43
2	学校において感染者等が発生した場合の対応について	・・・43
	(1) 学校で感染者が確認された場合の対応	・・・43
3	臨時休業の判断について	・・・45
	(1) 学校で感染者が発生した場合の臨時休業について	・・・45
	(2) 感染者が発生していない学校の臨時休業について	・・・46
	(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の 対象区域に属すると特定された地域における臨時休業の考え方 について	・・・46
4	やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対するICTの活用等 による学習指導について	・・・46
5	保護者等への情報提供について	・・・49
第6章 幼稚園において特に留意すべき事項について		・・・51
1	幼児への指導について	・・・51
2	指導上の工夫・配慮について	・・・51
3	登降園時の注意について	・・・51

第1章 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

1 新型コロナウイルス感染症対策について

松田町では、国・県のガイドライン等を踏まえ、幼児・児童・生徒の安全、安心の確保と学びの保障を両立していくために、学校における感染症予防対策とまん延防止対策の徹底を図ってきたところです。感染症対策に取り組むことで、学校（以下、幼稚園も含めて「学校」とします）での集団感染は抑制されています。

一方で、国内では保育所や幼稚園、同一部活動に所属し寮生活を共にする高等学校や大学において、大規模な感染者集団が発生する事例や変異株（オミクロン株等）の流行が確認されています。このことから、気を緩めることなく感染対策を今後もしっかりと行っていく必要があります。

変異株への対策としては、従来株と同様の感染症対策が推奨されているため、これからも、「3つの密」を避ける、「人との間隔が十分とれない場合のマスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を徹底するとともに、地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していくことが必要です。

なお、変異株の感染者や地域で感染経路の不明な感染者が増加しているなど、警戒度を上げなければならない場合であっても、分散登校及びオンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習等の可能性を積極的に検討し、学びの継続に取り組んでください。

また、どんなに感染症対策を行っても、感染リスクをゼロにすることはできないという事実を前提として、感染者が確認された場合には、迅速かつ的確に対処することができるよう、町福祉部局との連携や、学校医・学校薬剤師等の専門家と連携した学校における保健管理体制を築いていくことが重要です。

同時に、感染者や濃厚接触者である幼児児童生徒（以下、「児童生徒」とします）が、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象とならぬよう、十分な配慮・注意が必要です。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
 - 人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 □咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） □身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 □時差通勤でゆったりと □オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン □対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

2 設置者及び学校の役割

(1) 教育委員会等の役割

松田町の学校における感染拡大を防止し、感染者が確認された場合に迅速に対応できるよう、以下の役割を担います。

- ①町福祉部局と連携し、町内のまん延状況について情報収集し、感染拡大への警戒を継続するとともに、臨時休業の必要性等について判断します。
- ②各学校の対応状況の把握や必要な物品の整備等衛生環境の整備や指導を行います。
- ③学校の感染事例を集約し、町内に改善策を周知するとともに、国や県が行う感染状況の調査に協力し、感染者情報及び感染事例について情報を提供します。
- ④学校単位で連携しにくい機関（医師会・薬剤師会等）との広域的な対応のとりまとめや、設置者として、感染症対策に関する保護者や地域への連絡や情報共有などを行います。

(2) 学校の役割

学校長を責任者とし、校内に保健管理体制を構築します。併せて、学校医、学校薬剤師等との連携を推進します。養護教諭・各学級担任などとともに、学校医・学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整備します。

「新しい生活様式」を実践するためには、児童生徒への指導のみならず、朝の検温や共用物品の消毒に加え、給食時間や休み時間、登下校時の児童生徒の行動の見守りなど、地域のボランティア等の協力を得ながら学校全体として取り組む必要があります。

また、感染者が確認された場合の連絡体制をあらかじめ確認し、冷静に対応できるように準備しておくことが必要です。

3 家庭との連携

児童生徒等の感染経路については全ての学校種で「感染経路不明」に次いで「家庭内感染」が最も高い割合となっています。このため、学校内での感染拡大を防ぐためには、何よりも外からウイルスを持ち込まないことが重要であり、このためには各家庭の協力が不可欠です。

毎日の児童生徒等の健康観察はもちろんのこと、例えば、家族に発熱、咳などの症状がある場合には、児童生徒等の登校を控えることも重要です。また、休日において不要不急の外出を控える、仲の良い友人同士の家間での行き来を控える、家族ぐるみの交流による接触を控えるなど、学校を通じた人間関係の中で感染が広がらないよう細心の注意が必要です。

こうしたことについて、保護者の皆様にご理解とご協力をいただき、家庭においても「新しい生活様式」の実践をお願いしたいと思います。また、PTA 等と連携しつつ保護者の理解が得られるよう、学校からも積極的な情報発信を心がけるとともに、家庭の協力を呼びかけることが重要です。特に、長期間学校を離れる長期休業に入る前において当該期間の過ごし方に関して協力を呼び掛けることも重要です。

【参考】

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル 3	できるだけ 2 m 程度 (最低 1 m)	行わない	個人や少人数での感染リスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル 2	1 m を目安に学級内で最大限の間隔をとること	収束局面 感染リスクの低い活動から徐々に実施 拡大局面 感染リスクの高い活動を停止	感染リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル 1	1 m を目安に学級内で最大限の間隔をとること	適切な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

本マニュアル	新型コロナウイルス感染症対策分科会提言（※）における分類	
レベル 3	レベル 4（避けた いレベル）	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況。
	レベル 3（対策を 強化すべきレベ ル）	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断された状況。
レベル 2	レベル 2（警戒を 強化すべきレベ ル）	新規陽性者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況。
レベル 1	レベル 1（維持す べきレベル）	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況。
	レベル 0（感染者 ゼロレベル）	新規陽性者数ゼロを維持できている状況

※「新たなレベル分類の考え方」（令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症対策分科会）

※ 各レベルの地域において、具体的にどのように教育活動を進めるかについては、第3章に詳述しています。

※ レベル1～3のいずれの地域に該当するかは、新型コロナウイルス感染症対策分科会提言における分類との対照表を参考としつつ、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、地方自治体の衛生主管部局と相談の上、学校の設置者において判断してください。

<公立学校（大学以外）の場合の判断プロセスの一例>

- ① 教育委員会は、地方自治体の衛生主管部局と連携したり、「学校等欠席者・感染症情報システム」（公益財団法人日本学校保健会が運営）を活用したりするなどして、地域の感染情報を収集する。
- ② ①や医療提供体制等の状況を踏まえ、地方自治体の衛生主管部局と地域区分について相談する。
- ③ 教育委員会は、首長（知事または市区町村長）とも地域区分について相談する。
- ④ 以上を踏まえ、地域区分を決定する。

第2章 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について

学校においては、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密」を避ける、身体的距離を確保するといった感染症対策を徹底することが必要です。

また、冬季においては、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもあることから、感染症対策を一層心がける必要があります。引き続き、必要な場面でのマスクの適切な着用、手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底し、寒い環境においても、可能な限り常時換気に努めるようお願いします。（必ずしも窓を広く開ける必要はありません。また、常時換気が難しい場合は、こまめに換気してください。二段階換気も、室温変化を抑えるのに有効です。）

なお、冬季に空気が乾燥している場合の適度な加湿は、ウイルス飛散防止の一助となりますが、マスクを着用している場面が多いことなどに鑑み、無理のない範囲で取り組みましょう。

1 児童生徒等への指導

学校生活においては、休み時間や登下校など教職員の目が届かない所での児童生徒等の行動が大きな感染リスクとなります。そのため、まずは、児童生徒等が本感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、「新型コロナウイルス感染症の予防」資料等を活用して感染症対策に関する指導を行うことが必要です。

また、児童生徒等には、感染症対策用の持ち物として、一般的には次のものが必要となります。

【各自に必要な持ち物】

- ・ 清潔なハンカチ・ティッシュ
- ・ マスク
- ・ マスクを置いたり、持ち運んだりするための布又はビニール袋



文部科学省 HP 掲載

2 基本的な感染症対策の実施

感染症対策の 3つのポイントを踏まえ、取組を行います。

- ・ 感染源を絶つこと
- ・ 感染経路を絶つこと
- ・ 抵抗力を高めること

(1) 感染源を絶つこと

①体調不良や発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことの徹底

本人及び家族に体調不良や発熱等の風邪の症状がある場合には、児童生徒等も教職員も、当該者が医療機関を受診し、感染症ではないと診断されるまで、自宅で休養することを徹底します。

この場合、児童生徒等の指導要録上は、「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録してください。なお、特段診断書等の提出を求める必要はありません。

②登校時の健康状態の把握

登校時、児童生徒等の検温結果及び健康状態を把握します。健康状態の把握には、「健康観察カード」などを活用します。家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒等については、登校時、教職員が検温及び健康観察等を行います。

また、感染の拡大が確認された場合は、児童生徒等本人のみならず、家庭への協力と呼びかけ、同居の家族にも毎日健康状態を確認するようにお願いします。また、登校時の検温結果の確認及び健康状態（同居の家族の健康状態も含む）の把握を、校舎に入る前に行うようにします。これらの取組を行うためには、学校全体で体制を整備することが必要です。

③学校内で発熱・体調不良者が発生した場合

体調不良や発熱等の風邪の症状がみられる場合には、当該児童生徒等を安全に帰宅させるため、保護者の迅速な引き取りを依頼し、受診を勧めます。その後、受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をします。

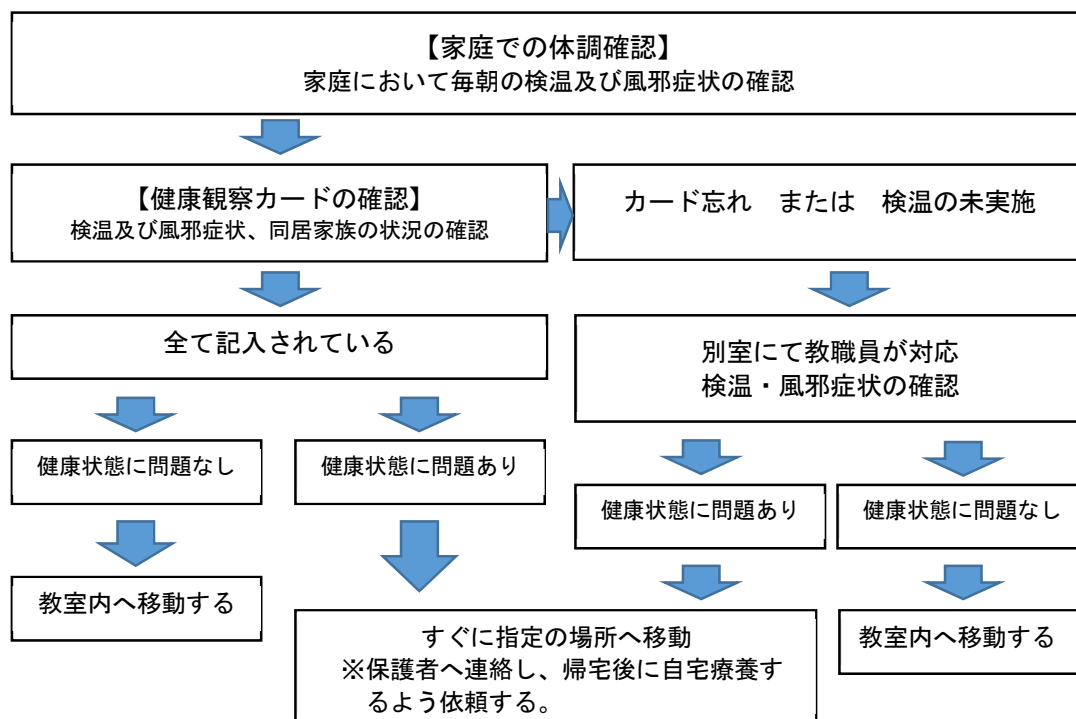
保護者が来校するまでの時間は、当該児童生徒等と他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をします。

保健室については外傷や心身の不調など様々な要因で児童生徒等が集まる場所であるため、発熱等の風邪症状のある児童生徒等が他の児童生徒等と接することのないようにします。

(抗原簡易キットの活用について)

抗原簡易キットは抗原定性検査を簡易かつ迅速に実施するものであり、その特性として、結果をその場で得られること、特に有症状者に対して適切に使用した場合に有用とされています。令和3年度には文部科学省から各学校等に対して抗原簡易キットを配布しています。この検査キットは、教職員が使用することを基本的に想定しています。児童生徒が登校後に体調不良をきたした場合は、保護者に連絡の上すみやかに帰宅させ医療機関を受診させることが原則ですので、引き続きこの対応を徹底してください。そのうえで、すぐに帰宅することが困難な場合や地域の実情により直ちには医療機関を受診できない場合に限るなど、補完的な対応として、小学4年生以上の児童生徒が検査キットを使用することは考えられます（ただし、保護者、本人の承諾を得ていること）。その他文部科学省から配布した抗原簡易キットの具体的な活用方法等については手引きを確認してください。

<健康観察表を使用した登校時の健康観察（例）>



※「C-Learning」等を活用して、オンライン上で健康状態を把握することも可能。

(2) 感染経路を絶つこと

新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染します。閉鎖空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。感染経路を絶つためには、①手洗い、②咳エチケット、③清掃・消毒が大切です。

飛沫感染： 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他者がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

接触感染： 感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他者がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

また、ウイルスがついたものに触った後、手を洗わずに、目や鼻、口を触ることにより感染することもあります。WHO は、新型コロナウイルスは、プラスチックの表面では最大 72 時間、ボール紙では最大 24 時間生存するなどとしています。

新型コロナウイルスの感染経路として、飛沫感染のほか、**接触感染**に注意が必要です。人は**“無意識”**に顔を触っています。そのうち、**目・鼻・口**などの粘膜は**約 44%**を占めています！



(出典：厚生労働省ホームページ)

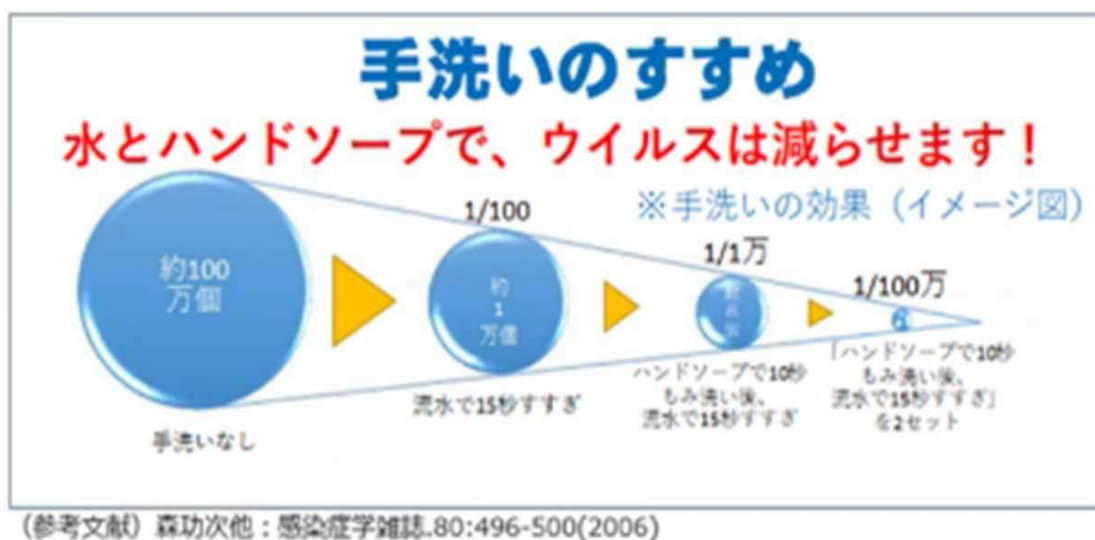
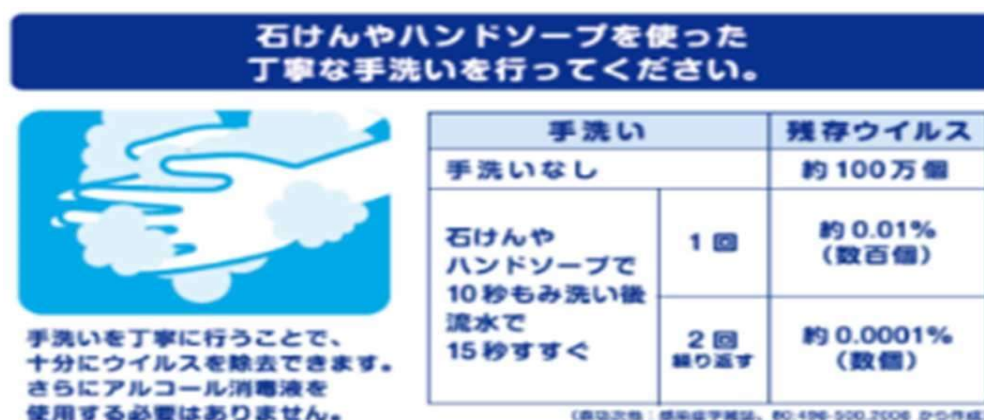
① 手洗い

接触感染の仕組みについて児童生徒等に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底します。様々な場所にウイルスが付着している可能性があるので、外から教室等に入る時やトイレの後、給食の前後など、こまめに手を洗うことが重要です。手洗いは 30 秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗います。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導します。

また、石けんやアルコールを含んだ手指消毒薬に過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗うなどして配慮を行います。

なお、児童生徒等に一律に消毒液の持参を求めることは適当ではありません。
(それぞれの保護者が希望する場合には、この限りではありません。)

これらの取組は、児童生徒等のみならず、教職員や、学校に出入りする関係者の間でも徹底されるようにします。



手洗いの 6 つのタイミング



※アルコール製剤などによる手指消毒の際は、色々なところに触れる「指先」を念入りにするとよいでしょう。

② 咳エチケット

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。



③ 清掃・消毒

消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はありますが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難です。このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒等の抵抗力を高め、手洗いを徹底することの方が重要です。

このため、下記の「1) 普段の清掃・消毒のポイント」を参考としつつ、通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにしましょう。

これらは、通常の清掃活動の一環として、新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いて、発達段階に応じて児童生徒が行っても差し支えないと考えます。また、スクール・サポート・スタッフや地域学校協働本部による支援等、地域の協力を得て実施することも考えられます。

上記に加えて清掃活動とは別に、消毒作業を別途行うことは、感染者が発生した場合でなければ基本的には不要ですが、実施する場合には、極力、教員ではなく、外部人材の活用や業務委託を行うことによって、各学校における教員の負担軽減を図ることが重要です。町教育委員会及び学校長は、消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難であることを踏まえ、手洗い・咳エチケット及び抵抗力の向上という基本的な感染症対策を重視し、下記の「1) 普段の清掃・消毒のポイント」を参考としつつ過度な消毒とならないよう、十分な配慮が必要です。

1) 普段の清掃・消毒のポイント

- ・清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認するとともに、使用する家庭用洗剤や消毒液については新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認します。
- ・床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はありません。
- ・机、椅子についても、特別な消毒作業は必要ありませんが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられます。
- ・大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は 1 日に 1 回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭きます。また、机、椅子と同じく、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能です。なお、児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業を省略することも可能です。
- ・トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はありません。
- ・器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うよう指導します。

2) 消毒の方法等について

- ・物の表面の消毒には、消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの） 0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした、次亜塩素酸水や亜塩素酸水を使用します。それぞれ、経済産業省や厚生労働省等が公表している資料等や製品の取扱説明書等をもとに、新型コロナウイルスに対する有効性や使用方法を確認して使用してください。また、学校薬剤師等と連携することも重要です。
- ・人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません。（「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）より引用）
- ・消毒作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにしてください。
- ・換気を十分に行います。

3) 感染者が発生した場合の消毒について

- ・児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行いますが、必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノール、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は遊離塩素濃度 25ppm（25mg/L）以上の亜塩素酸水消毒液により消毒するようにします。また、症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とされています。
- ・物の表面についたウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なりますが、24 時間～72 時間くらいと言われており、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して一時的に立ち入り禁止とするなどの処置も考えられます。
- ・消毒は、「(参考) 消毒の方法及び主な留意事項について」を参考に行います。
なお、トイレについては、消毒用エタノール、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は遊離塩素濃度 100ppm（100mg/L）以上の亜塩素酸水消毒液を使用し消毒します。



(3) 身体全体の抵抗力を高めること

身体全体の抵抗力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導します。

(参考) 消毒の方法及び主な留意事項について

	消毒用エタノール	一部の界面活性剤※2	次亜塩素酸ナトリウム消毒液	次亜塩素酸水※3	亜塩素酸水※1
使用方法	消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後、そのまま乾燥させる	【住宅・家具用洗剤】 - 製品に記載された使用方法どおりに使用 【台所用洗剤】 - 布巾やペーパータオルに、洗剤をうすめた溶液をしみこませ、液が垂れないように絞って使う。拭いた後は、清潔な布等で水拭きし、最後に乾拭きする	0.05%の消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後は、必ず清潔な布等で水拭きし、乾燥させる (材質によっては変色や腐食を起こす場合があるため) - 感染者が発生した場合のトイレでは0.1%の消毒液を使用 - 作り方は、パンフレット「0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方」参照 (別添資料10)	- 製品に、使用方法、有効成分(有効塩素濃度)、酸性度(pH)、使用期限の表示があることを確認 - 有効塩素濃度80ppm以上のものを使用 - 汚れをあらかじめ落としておく (元の汚れがひどい場合などは、有効塩素濃度200ppm以上のものを使うことが望ましい) - 十分な量の次亜塩素酸水で表面をヒタヒタに濡らす - 少し時間をおき(20秒以上)、きれいな布やペーパーで拭き取る	- 有機物が存在する環境下での使用が想定されている。 【清拭する場合】 - 遊離塩素濃度25ppm(25mg/L)以上の溶液をペーパータオル等に染み込ませてから対象物を清拭(拭いた後数分以上置くこと)する - その後、水気を拭き取って乾燥させる 【浸漬する場合】 - 遊離塩素濃度25ppm(25mg/L)以上の溶液に浸漬(数分以上浸すこと。)し、取り出した後、水気を拭き取って乾燥させる 【排泄やおう吐物等の汚物がある場合】 - 汚物をペーパータオル等で静かに拭き取った上で、汚物のあった場所にペーパータオル等を敷き、その上に遊離塩素濃度100ppm(100mg/L)以上の溶液をまく(数分以上置くこと) - ペーパータオル等を回収後、残った亜塩素酸水を拭き取って乾燥させる
清掃作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにする					
主な留意点	- 引火性があるので電気スイッチ等への噴霧は避ける。 - 換気を十分に行う	パンフレット「ご家庭にある洗剤を使って身近なものを消毒しましょう」参照(別添資料8)	- 必ず手袋を使用(ラテックスアレルギーに注意) - 色落ちしやすいもの、腐食の恐れのある金属には使用不可 - 希釈した次亜塩素酸ナトリウムは使い切りとし、長時間にわたる置き置きはしない - 換気を十分に行う - 噴霧は絶対にしない - 児童生徒等には扱わせない	パンフレット『次亜塩素酸水』を使ってモノのウイルス対策をする場合の注意事項」参照(別添資料11)	- 酸性の製品やそのほかの製品と混合や併用しない - 換気を十分に行う - 直射日光の当たらない湿気の少ない冷暗所に保管する

※1 消毒を行う際は、以下の情報を参照すること。

「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

※2 効果が確認された界面活性剤を含む洗剤を使用する場合は、以下の情報を参考にすること。

・別添資料9「有効な界面活性剤を含有するものとして事業者から申告された製品リスト（2021年4月22日版）」

（独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）のホームページ

(<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>) において随時更新)

※3 「次亜塩素酸を主成分とする酸性の溶液」を指す。電気分解によって生成された「電解型次亜塩素酸水」

と、次亜塩素酸ナトリウムのpH調整やイオン交換、ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムの水溶などによって作られた「非電解型次亜塩素酸水」の両方を含む。

3 集団感染のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症では、

- ・換気の悪い密閉空間
- ・多数が集まる密集場所
- ・間近で会話や発声をする密接場面

という3つの条件（3つの密（密閉、密集、密接））が重なる場で、集団感染のリスクが高まるとされています。この3つの条件が同時に重なる場を避けることはもちろんですが、3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限りそれぞれの密を避けることが望ましいとされます。緊急事態宣言解除以降の感染拡大の傾向から、学校においても、「3密」と「大声」に注意することが必要です。

①換気の悪い密閉空間
②多数が集まる密集場所
③間近で会話や発声をする密接場面

新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。イベントや集会で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

3つの条件がそろう場
クラスター(集団)発
リスクが高い!

※3つの条件のほか、**共同で使う**
消毒などを行ってください。

首相官邸 厚生労働省 経済産業省

(1)「密閉」の回避（換気の徹底）

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30 分に 1 回以上、数分間程度、窓を全開する）、2 方向の窓を同時に開けて行うようにします。授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はありませんが、気候、天候や教室の配置などにより換気の程度が異なることから、必要に応じて換気方法について学校薬剤師等と相談します。

① 常時換気の方法

気候上可能な限り、常時換気に努めます。廊下側と窓側を対角に開けることにより、効率的に換気することができます。なお、窓を開ける幅は 10 cm から 20 cm 程度を目安としますが、上の小窓や廊下側の欄間を全開にするなどの工夫も考えられます。また、廊下の窓も開けることも必要です。

② 常時換気が困難な場合

常時換気が難しい場合は、こまめに（30 分に 1 回以上）数分間程度、窓を全開にしましょう。

③ 窓のない部屋

常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努めます。また、使用時は、人の密度が高くないように配慮します。

④ 体育館のような広く天井の高い部屋

換気は感染防止の観点から重要であり、広く天井の高い部屋であっても換気に努めるようにします。

⑤ エアコンを使用している部屋

エアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要です。

⑥ 換気設備の活用と留意点

学校に換気扇等の換気設備がある場合には、常時運転します。換気設備の換気能力を確認することも必要です。学校の換気設備だけでは人数に必要な換気能力には足りず、窓開け等による自然換気（①又は②を参照）と併用が必要な場合が多いことに留意が必要です。なお、換気扇のファン等が汚れていると効率的な換気が行えないことから、清掃を行うようにしてください。

⑦ 冬季における換気の留意点

冷気が入りこむため窓を開けづらい時期ですが、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもありますので、徹底して換気に取り組むことが必要です。気候上可能な限り、常時換気

に努めてください（難しい場合には30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに、窓を全開にします）。

イ) 室温低下による健康被害の防止

換気により室温を保つことが困難な場面が生じることから、室温低下による健康被害が生じないように、児童生徒等に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応しましょう。

また、室温が下がりすぎないように、空き教室等の人のいない部屋の窓を開け、廊下を経由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること（二段階換気）も、気温変化を抑えるのに有効です。

ロ) 地域の気候条件に応じた換気方法

それぞれの気候条件に応じて、必要に応じ、適切な換気方法を学校薬剤師等に相談してください。

ハ) 機器による二酸化炭素濃度の計測

十分な換気ができているか心配な場合には、換気の指標として、学校薬剤師等の支援を得つつ、CO₂モニターにより二酸化炭素濃度を計測することが可能です。学校環境衛生基準では、1500ppm を基準としています。政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会では、マスクを伴わない飲食を前提としている飲食店等の場合には、1000ppm 以下が望ましいとされており、昼食時には換気を強化するなど、児童生徒の活動の態様に応じた換気をしてください。

(2) 「密集」の回避（身体的距離の確保）

「新しい生活様式」では、人との間隔は、できるだけ2メートル（最低1メートル）空けることを推奨しています。感染が一旦収束した地域にあっても、学校は「3つの密」となりやすい場所であることには変わりなく、可能な限り身体的距離を確保することが重要です。

新規感染者や感染経路不明の感染者が多数確認されている地域においては、「3つの密」を避ける必要性も高まるため、レベル3の地域では、身体的距離の確保を優先して分散登校の導入などの工夫を行う必要があります。

レベル1及びレベル2の地域では、施設等の制約から1メートルの距離を確保できない場合には、できるだけ距離を離し、換気を十分に行うことや、マスクを着用することなどを併せて行うことより「3つの密」を避けるよう努めて下さい。

【レベル3 地域】

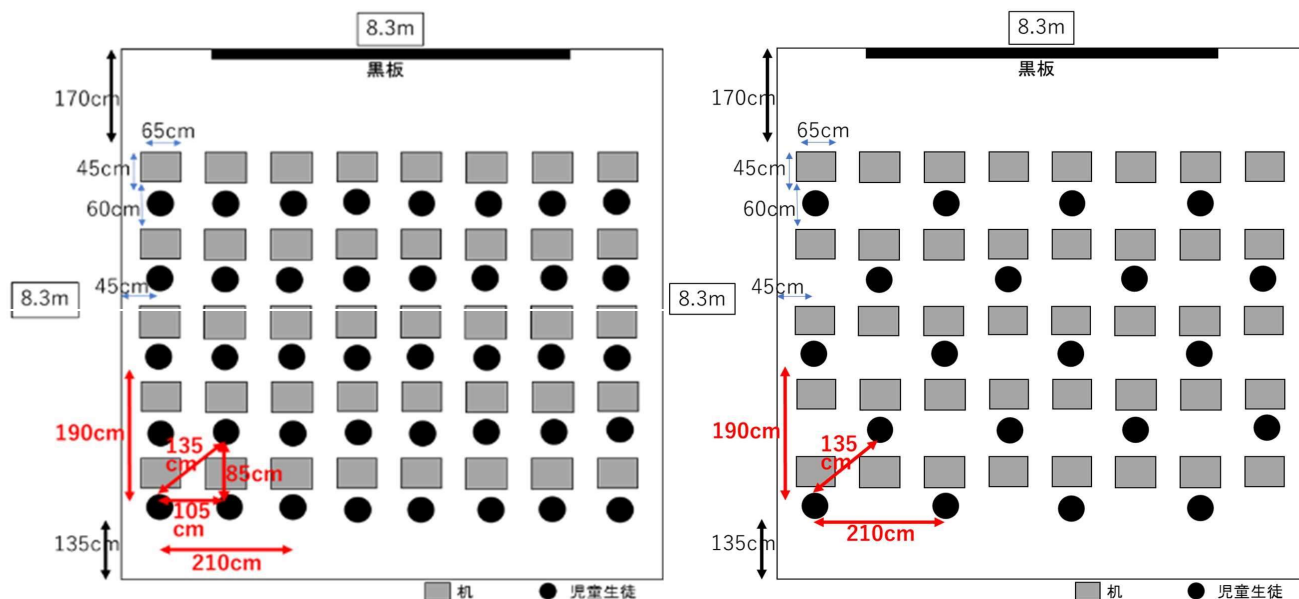
児童生徒の間隔を可能な限り2メートル（最低1メートル）確保するように座席を配置します。

このような形で学校教育活動を行うためには、学級の規模に応じ、施設の制約がある場合には、学級を2つのグループに分けるなど、分散登校や時差登校を適宜組み合わせて、異なる教室や時間で指導を行う等の対応が必要となります。

【レベル1 地域・レベル2 地域】

1メートルを目安に、児童生徒の間隔を学級内で最大限とるように座席を配置します。

なお、以下の図は、座席配置の一例です。これらはあくまでも目安であり、それぞれの施設の状況や感染リスクの状況に応じて、柔軟に対応することが可能です。座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気などを組み合わせることなどにより、現場の状況に応じて柔軟に対応するようお願いします。

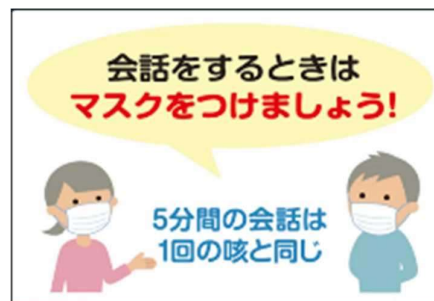


(3)「密接」の場面への対応（マスクの着用）

①マスクの着用について

学校教育活動においては、児童生徒等及び教職員は、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用するべきと考えられます。（感染予防の観点から不織布マスクを推奨します。）

ただし、マスクの着用については、学校教育活動の態様や児童生徒等の様子などを踏まえ、以下のとおり臨機応変に対応してください。



- 1) 十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ありません。
- 2) 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外してください。
 - ※夏期の気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。マスクを外す場合には、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいですが、熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させてください。
 - ※児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導します。
 - ※登下校中の対応については、「第3章 7. 登下校」を参照してください。
- 3) 体育の授業においては、マスクの着用は必要ありません。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用しましょう。

【参考】フェイスシールド・マウスシールドの活用について

フェイスシールドやマウスシールドは、密閉度も不十分であり、マスクに比べ効果が弱いことに留意する必要があるとされています。フェイスシールドはしていたがマスクをしていなかった状況での感染が疑われる事例があったこと

なども踏まえ、感染症対策として、マスクなしでフェイスシールドやマウスシールドのみで学校内で過ごす場合には、身体的距離をとるようにします。

例えば、教育活動の中で、顔の表情を見せたり、発音のための口の動きを見せたりすることが必要な場合には、フェイスシールドやマウスシールドを活用することも一つの方策と考えられますが、この場合には身体的距離をとりながら行います。

(参考) 正しいマスクの着用について

正しいマスクの着用



① 鼻と口の両方を
確実に覆う



② ゴムひもを
耳にかける



③ 隙間がないよう
鼻まで覆う



やってみよう！新型コロナウイルス感染症対策みんなのできること（動画）

新型コロナウイルスから身を守る方法や他人にうつさないために心がけることをわかりやすく紹介する動画を公開しています。

マスクがない場合に、自作する方法も紹介しています。

タレントの鈴木福君と夢ちゃんと一緒に是非ご家庭でも学んでみてください。

② マスクの取扱いについて

マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外し、手指にウイルス等が付着しないよう、なるべくマスクの表面には触れず、内側を折りたたんで清潔なビニールや布等に置くなどして清潔に保ちます。

マスクを廃棄する際も、マスクの表面には触れずにビニール袋等に入れて、袋の口を縛って密閉してから廃棄します。

③ 布製マスクの衛生管理について（布製マスクの洗い方）

布製マスクは1日1回の洗濯により、おおむね1か月の利用が可能です。経済産業省が、洗い方に関する動画をインターネット上に掲載しています（YouTube metichannel「布マスクをご利用のみなさまへ」）。

（検索方法）

- ・YouTube から「布マスクをご利用のみなさまへ」で検索してください。

<https://www.youtube.com/watch?v=AKNNZRRo74o>

4. 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応等について

(1) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等

医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下「医療的ケア児」という。）の中には、呼吸の障害がある者もあり、重症化リスクが高い者も含まれていることから、医療的ケア児が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をします。医療的ケア児の登校に当たって、学校は、事前に受入れ体制や医療的ケアの実施方法などについて、学校医等に相談し、十分安全に配慮します。

また、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等（以下「基礎疾患児」という。）についても、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断をします。

これらにより、登校すべきでないと判断した場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができます。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにしてください。

このほか、特別支援学級等における障害のある児童生徒等については、指導の際に接触が避けられなかったり、多くの児童生徒等がスクールバス等で一斉に登校したりすることもあることから、こうした事情や、児童生徒等の障害の種類や程度等を踏まえ、適切に対応します。こうした学校等の対応に際しては、必要に応じ、学校医等の助言を得ること、児童生徒等の安全確保などの観点から指導や介助等において必要となる接触などについて保護者に対し事前に説明することが重要です。

(2) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合

まずは、保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針についてご理解を得よう努めてください。その上で、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取扱いも可能です。その判断に当たっては、特に小中学生は就学義務も踏まえ、児童生徒の学びが保障されるよう配慮してください。

5. 出席停止等の取扱い

(1) 出席停止の措置を取るべき場合

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、学校保健安全法第 19 条の規定に基づく出席停止の措置を取ります。

これに加えて、新型コロナウイルス感染症への対応として、児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるときに、同条に基づく出席停止の措置を取ります。感染がまん延している地域においては、同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるときにも、出席停止の措置を取ります。

なお、出席停止の指示等を行った場合においては、当該児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要な措置を講じること等にも配慮します。

(2) 出席停止の措置を取る必要がない場合等

(1) 以外の、例えば、新型コロナウイルスの感染者の濃厚接触者と同居している場合や行政検査の対象者と同居している場合等については特段登校を控えることを求める必要はなく、児童生徒等の健やかな学びを保障する観点等からは慎重に検討する必要があります。特に、新型コロナウイルス感染症の対策や治療に当たる医療従事者その他の特定の職業である家族を持つ者について医学的な根拠なく登校を控えることを求めることは偏見や差別につながる行為であり、不適切であることに注意してください。

(3) (1) のほかに「欠席」の扱いとしない場合

医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合及び保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないことも可能です（幼稚園等については、備考欄等にその旨を記載）。

なお、海外から帰国・再入国した児童生徒等について、政府の水際対策の取組として一定期間自宅等での待機の要請の対象となっている者は、当該待機の時間を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構いません。

(参考) 出席停止等の取扱いについて

指導要録上、「出席停止・忌引等の日数」として記録するもの	学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止	・感染が判明した者 ・感染者の濃厚接触者に特定された者 ・発熱等の風邪症状がみられる者 ・(レベル2や3の地域において) 同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる者
	「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合	・医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合 ・感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合

6. 児童生徒等及び教職員の心身状況の把握、心のケア等

国立成育医療研究センターが令和2年11月～12月に行った「コロナ×こどもアンケート」第4回調査報告によれば、小学校4年生以上の15%～30%の子供に中程度以上のうつ症状があることが示されており、子供たちの心のケアは引き続き重要な課題となっています。

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等により、児童生徒等の状況を的確に把握するとともに、学校医と連携した健康相談等の実施や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援など、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして組織的に対応してください。また、新型コロナウイルス感染症に関連したストレス、いじめ、偏見等に関し、相談窓口(「24時間子供SOSダイヤル」やSNS相談窓口等)を適宜周知してください。併せて、学校現場で感染症対策や心のケア等を最前線で支える教職員の精神面の負担にも鑑み、学校の管理職や設置者等は、教職員のメンタルヘルスにも十分配慮してください。その際、必要に応じ、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」や、教職員がプライバシー厳守で相談できるサービスを紹介することも考えられます。

7. 教職員の感染症対策

教職員においては、児童生徒等と同様、「2. 基本的な感染症対策の実施」を参考に、感染症対策に取り組むほか、飛沫を飛ばさないよう、マスクを着用します。また、毎朝の検温や風邪症状の確認などの健康管理に取り組むとともに、風邪症状が見られる場合は、自宅で休養します。また、教職員については、休みをとりやすい職場環境も重要です。具体的には、急遽出勤できなくなる可能性も想定して、教職員間で業務の内容や進捗、学級の状況等の情報共有を日頃から行うことや、教職員が出勤できなくなった場合の指導体制等の校務分掌について検討を進めることなどの工夫も有効です。

さらに、教職員本人が濃厚接触者となった場合や、同居家族に風邪症状があるなどにより出勤できない場合に、業務をテレワークで行えるよう、必要な規程等を定めることが考えられます。

職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保（おおむね1～2メートル）し、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにします。職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、空き教室を活用して職員が学校内で分散勤務をすることも考えられます。

職員会議等を行う際は、最少の人数にしばること、換気をしつつ広い部屋で行うことなどの工夫や、全体で情報を共有する必要がある場合は、電子掲示板等を活用すること、また、オンライン会議システム等を活用することが考えられます。

第3章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について

1 各教科等について

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられます（「★」はこの中でも特にリスクの高いもの）。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★）
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」（★）
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」（★）
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」（★）や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（★）

【レベル3地域】

上記の活動は、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い」ことから、行わないようにします。

緊急事態宣言の対象区域に属する地域における体育の授業内容については、集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数（2～3人程度）での活動（球技におけるパスやシュートなど）を実施する際は十分な距離を空けて行ってください。

また、緊急事態宣言の対象区域に属する地域でも、運動時は、身体へのリスクを考慮してマスクの着用は必要ありませんが、授業の前後における着替えや移動の際や、授業中、教師による指導内容の説明やグループでの話し合いの場面、用具の準備や後片付けの時など、児童生徒が運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用してください。また、呼気が激しくならない軽度な運動の際は、マスクを着用することが考えられます。

【レベル2 地域】

上記の活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討します。すなわち、これらの活動における、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施します。この場合にも、(★)を付した活動については特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討します。

その際には、以下の点にも留意します。

- ・できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしないこと。
- ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。
- ・体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重すること。また、体育の授業は、感染者が発生していない学校であっても、児童生徒や教職員の生活圏（通学圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況を踏まえて、授業の中止を判断すること。
- ・体育の授業は、当面の間、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施すること。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避けること。
- ・教育委員会は、地域の感染状況を踏まえつつ、上記の「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」についての各学校における実施状況を把握し、仮に感染症対策が十分でないと判断する場合には、必要な指導・助言を行うとともに、地域内の他の学校にも注意喚起を行うこと。

【レベル1 地域】

上記の「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施することを検討します。その際には、レベル2 地域における留意事項も、可能な範囲で参照します。

＜全体を通じての留意事項＞

- ・ 体育の授業におけるマスクの着用については必要ないが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分確保するなど別添２の事務連絡（「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（令和２年５月２１日））を踏まえた取扱いとすること。
- ・ 水泳については、プール内やプールサイドでの児童生徒の間隔については、必ずしも常時「２ｍ以上」ということではなく、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準で示す目安も参照の上、地域の感染状況に応じて対応すること。また、これらはあくまで目安であり、現場の状況に応じて柔軟に対応すること。
- ・ 合唱をする際には、マスクを原則着用することとし、合唱している児童生徒同士や指導者等、聴いている児童生徒等との間隔は、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともにできるだけ２ｍ（最低１ｍ）空け、立っている児童生徒と座っている児童生徒が混在しないようにする。
- ・ 特別支援学級等における自立活動については、教師と児童生徒等や児童生徒等同士が接触するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられるため、個別の指導計画に基づく自立活動の一つ一つの具体的な指導内容について、実施の可否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施すること。

2 儀式的行事

入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式に関する儀式、新任式、離任式等の実施に当たっては、地域の感染状況を踏まえた上で、感染症対策の確実な実施や保護者等の関係者の理解・協力を前提に、開催方法を工夫するなど、その実施に向けて適切に対応します。

＜基本的な感染症対策＞

- ・ 発熱や咳等の症状のある方には参加をしないよう徹底
- ・ 参加者への手洗いやマスクの着用を含む咳エチケットの推奨など
- ・ アルコール消毒薬の設置、こまめな換気の実施など
- ・ 会場の椅子の間隔を空けるなど参加者間の身体的距離の確保

＜開催方式の工夫の例＞

- ・式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮すること（祝辞の割愛、式辞等の文書での配付など）
- ・ICTを活用した対面とオンラインとのハイブリッド方式による開催（参加者の一部は別会場にて、ウェブ会議システム等で双方向のやりとりを行ったり、式の様子を視聴したりするなど）
- ・参加人数を抑えること（在校生の参加の取りやめ、保護者の参加人数を最小限とする、保護者を別会場とする等）

なお、卒業式等の終了後に保護者や教職員等が参加するいわゆる謝恩会等の懇親の機会が設けられることも想定されますが、そうしたことに關しては、必要に応じて主催者に対し、飲食について地域において求められている感染症対策について留意を促すことも検討します。

3 修学旅行等における感染症対策

修学旅行における感染症対策については、本章までに述べた感染症対策を参照するとともに、一般社団法人日本旅行業協会等が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」等を参考にしつつ、旅行事業者等と連携して、それぞれの実情に応じて行ってください。

その他、遠足・集団宿泊的行事、旅行・集団宿泊的行事を実施するに当たっても、上記手引きを参考にしてください。

4 部活動

地域の感染状況に応じて以下のとおり取り組みます。

【レベル3 地域】

可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動します。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わないようにします。

緊急事態宣言の対象区域に属する地域においては、その感染状況を踏まえ、学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等を一時的に制限するなど感染症への警戒度を高めてください。また、部活動終了後に、生徒同士で食事をするを控えるよう特に指導を徹底してください。この際、新型コロナウイルス感染症対策分科会の

専門家が取りまとめた、別添資料 1 9 「緊急事態宣言下における学生・生徒が行う部活動について」も参照してください。

【レベル 2 地域】

可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討します。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動の実施は慎重な検討が必要です。

なお、相当の期間において感染者が確認されていない地域にあつては、可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動に移行することが考えられます。他方、直近の一週間において感染者が確認されている地域にあつては、より慎重な検討が必要です。

【レベル 1 地域】

可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行います。

<全体を通じての留意事項>

- ・運動不足の生徒もいると考えられるため、生徒の怪我防止には十分に留意すること。また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- ・生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が活動状況を確認すること。
- ・活動時間や休養日については、部活動ガイドラインに準拠するとともに、実施内容等に十分留意すること。特に分散登校を実施する学校では、ガイドラインよりも短い時間の活動にとどめるなど、分散登校の趣旨を逸脱しないよう限定的な活動とすること。
- ・活動場所については、地域の感染状況等にもよるが、可能な限り屋外で実施することが望ましいこと。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や、手洗い、消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。
- ・用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
- ・部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避けること。

- ・大会やコンクール等の参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、大会における競技、演技、演奏時等とはもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、生徒、教師等の感染拡大を防止するための対策を講じること。
- ・練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任をもって、大会等の参加時と同様の感染拡大を防止するための対策を講じること。
- ・部活動の実施に当たっては、各競技団体や文化芸術団体が作成するガイドラインを踏まえること。
- ・運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じること。
- ・同じ部活動に所属する生徒等が食事する際なども含め、部活動の内外を問わず感染症対策を徹底すること。
- ・部活動の実施に当たっては、地域の感染状況や当該部活動の活動内容等に応じ、感染リスクの高い活動を一時的に制限することも検討すること。

5 給食等の食事をとる場面

学校給食は、児童生徒の健やかな育ちを支える重要な機能である一方、感染のリスクが高い活動でもあります。学校給食施設や、栄養教諭、調理員等の人的資源を最大限活用することなどにより、いかに児童生徒の適切な栄養摂取や食生活を支援できるかということについて、感染リスクにも配慮しつつ積極的に検討することが望まれます。

学校給食を実施するに当たっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底してください。給食の配食を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとります。

また、児童生徒等全員の食事の前後の手洗いを徹底してください。会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応が必要です。

同様に、弁当を持参する場合や、教職員の食事の場面においても注意が必要です。児童生徒同士での昼食や、教職員が同室で昼食をとった場面での感染が疑われる事例も生じていることを踏まえて、飛沫を飛ばさないような席の配置や、距離がとれなけ

れば会話を控えるなどの対応を工夫してください。食事後の歓談時には必ずマスクを着用します。

なお、給食後等に、学校で歯磨きや洗口を行う場合は、児童生徒等がお互いに距離を確保し、間隔を空けて換気の良い環境で行うよう指導するなど、感染のリスクに配慮することが大切です。

【レベル3 地域】

通常の提供方法による学校給食の実施は原則として困難ですが、適切な栄養摂取ができるよう、配膳の過程を省略できる品数の少ない献立（例えば、主菜と具沢山の汁物等）を提供することや、給食調理場において弁当容器等に盛り付けて提供することなどの工夫が考えられます。それらが困難な場合には、少なくとも配膳を伴わない簡易な給食（パン、牛乳等）を提供することも考えられます。

また、持ち帰りや配布を含めた食事支援の工夫について、保護者の希望や同意及び地域の実情を踏まえ検討してください。

【レベル2 地域】

通常の学校給食の提供方法に徐々に戻していくとともに、地域で感染者が確認された場合には、警戒度合を上げ、レベル3の対応に戻すなど柔軟に対応してください。

【レベル1 地域】

衛生管理を徹底した上で、通常の学校給食の提供方法を開始します。

6 図書館

学校図書館は、児童生徒の読書の拠点として、また学習・情報の拠点として、学校教育における重要な機能を果たしています。図書館利用前後には手洗いをするというルールを徹底し、また児童生徒の利用する時間帯が分散するよう工夫して図書館内での密集を生じさせない配慮をした上で、貸出機能は維持するよう取り組みます。

なお、公益社団法人全国学校図書館協議会によって「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下における学校図書館の活動ガイドライン」（令和2年5月14日策定・6月30日更新）が作成されていますので、参考にしてください。

7 清掃活動

清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクをした上で行うようにします。掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いを行うようにします。

8 休み時間

休み時間中の児童生徒の行動には、教員の目が必ずしも届かないことから、児童生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させるとともに、地域の感染状況及び学校の状況に応じて、休み時間中の行動についての必要なルールを設定することなども含めて、指導の工夫が必要です。

【レベル3 地域・レベル2 地域】

トイレ休憩については混雑しないよう動線を示して実施します。また、廊下で滞留しないよう、私語を慎むなどの指導の工夫が必要です。

【レベル1 地域】

上記のレベル2以上の地域の取組を踏まえ、徐々に制限を緩和するとともに、会話をする際にも、一定程度距離を保つこと、お互いの体が接触するような遊びは行わないよう指導します。

9 登下校

登下校時には、上記の「休み時間」と同様、教員の目が届きづらいことに加えて、特に交通機関やスクールバスへの乗車中は、状況によっては「3つの密」が生じうることを踏まえ、以下のような工夫や指導が必要です。

(1) 徒歩及び公共交通機関りようによる登下校について

- 登下校中については、校門や玄関口等での密集が起こらないよう登下校時間帯を分散させます。
- 集団登下校を行う場合には密接とならないよう指導します。
- 夏期の気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。このため、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い時には、屋外で人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すように指導します。小学生など、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子供へは、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日に屋外で

マスクを外すよう、積極的に声をかけるなどの指導を行います。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても指導します。

- 公共交通機関を利用する場合には、マスクを着用する、降車後（または学校到着後）は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗うなどして、接触感染対策などの基本的対策を行うほか、できるだけ乗客が少ない時間帯に利用できるようにするなどの配慮を検討します。

（２）スクールバスによる登下校について。

- 利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと
- 乗車前に、家庭において検温し、発熱が認められる者は乗車を見合わせる
- 可能な範囲で運行方法の工夫等により、過密乗車を避けること
- 利用者の座席を離し、会話を控えることやマスクの着用について徹底すること
- 利用者に手洗いや咳エチケット等を徹底すること
- 多くの利用者が触れるドアノブ等を消毒すること

10 健康診断

健康診断の実施は、学校保健安全法に定められているものであり、児童生徒等の健康状態を把握し、必要な措置を講じるため、毎学年、6月30日までに実施する必要があります。ただし、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって6月30日までに健康診断を実施することができない場合は、令和3年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施してください。

健康診断の実施に当たっては、感染症対策の観点で、3つの条件（密閉、密集、密接）が同時に重ならないよう、日程を分けて実施するなどの工夫の他、例えば、以下のようなことが考えられます。

- 児童生徒等及び健康診断に関わる教職員全員が、事前の手洗いや咳エチケット等を徹底すること
- 部屋の適切な換気に努めること、密集しないよう、部屋には一度に多くの人数を入れないようにし、整列させる際には1～2mの間隔をあけること
- 会話や発声を控えるよう児童生徒等に徹底すること

また、検査に必要な器具等を適切に消毒します。健康診断の実施時期の判断や実施の方法等については、学校医、学校歯科医、関係機関等と十分連携し、共通理解を図っておくことが重要です。

第4章 学習指導について

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について」（令和2年5月15日付け文部科学省通知）

学校における感染拡大のリスクがなくなるものではなく、引き続き万全の感染症対策を講じていただく必要がありますが、同時に、社会全体が、長期間にわたり、この新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならないという認識に立ちつつ、子供たちの健やかな学びを保障することとの両立を図っていくことが重要です。

学校教育が協働的な学び合いの中で行われる特質を持つことに鑑み、授業時数の確保に努めることは当然のこととして、学校行事等も含めた学校教育ならではの学びを大事にしながら教育活動を進めていくことが大切であることを踏まえ、感染症対策を講じながら最大限子供たちの健やかな学びを保障することを目指して、取組の方向性を示すものです。

この認識のもと、松田町教育委員会及び各学校では、引き続き感染防止策を徹底したうえで、計画的な教育活動を推進していく必要があります。

1 教育課程の見直し

（1）通年でのカリキュラム・マネジメント

各学校においては、令和2年度の教育課程を全教職員で見直すとともに、さらに今後も、感染状況等を踏まえながら、その時々において、不断のカリキュラム・マネジメントを行っていくことにより、教育活動の質の向上を図ることが重要です。

また、各学校において教育課程を見直す際には、全ての児童生徒の学習意欲の維持・向上に最大限、留意しましょう。

- 学習指導要領に規定されている「何ができるようになるか」（育成を目指す資質・能力）を意識したうえで、「何を学ぶか」（指導すべき内容）を明確化し、今般の事態を受けた様々な環境変化を踏まえて「どのように学ぶか」（指導方法）を柔軟に見直す。
- その際、知・徳・体にわたる「生きる力」を子どもたちに育むために、各教科等を通じて「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成するものとする。また、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導方法の工夫・改善を図る。

【資質・能力の三つの柱】

知識及び技能

思考力・判断力・表現力等

学びに向かう力・人間性

- 例えば、オンライン学習の活用により、家庭において、主に「知識・技能」の定着を図り、学校において、主に「思考・判断・表現」と「主体的に学習に取り組む態度」の育成をめざすなどの工夫が考えられる。
- オンライン学習にあたっては、「オンライン学習マニュアル」を活用して、家庭の協力も得ながら進める。



- 学校全体として、地域の状況や児童生徒一人ひとりの状況を丁寧に把握し、教科等横断的な視点で児童生徒の学校生活の充実を図れるよう、教育活動や時間の配分等を検討するとともに、地域や家庭の協力も得て児童生徒の学習の効果を最大化できるようカリキュラム・マネジメントを行う。
- 「当初学校が教える予定だった知識や技能を過不足無く伝授すること」だけに偏らず、児童生徒に身に付けてほしい資質・能力の三つの柱をバランスよく育む。
- 家庭での学習課題を、学校での教育活動と効果的に連動させたいうえで、教育課程（教科等の年間指導計画）にしっかりと位置付け、計画的に学習課題を提供する。
- 「学習の遅れを一刻も早く取り戻すこと」という考えにとらわれず、全ての児童生徒にとって無理のない、長期的な指導計画とすること。そのために、各教科とも次年度の指導計画との連動を図る。
- ただし、義務教育のまとめとなる中学校第3学年においては、次年度の指導計画に連動させることが困難であることを踏まえ、他学年より優先的に指導できるカリキュラムを編成する。

- 神奈川県教育委員会作成「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴う学習等に関する指導資料（令和2年5月）」を参考にする。
- 臨時休業中の家庭学習の状況を踏まえ、改めて、各教科・科目等の学習内容について整理し、再開後に扱う単元、学習内容等を定める。年間指導計画等の見直しを行い、必要に応じて、計画の変更や内容の精選等を行う。
- 臨時休業中の家庭学習において扱った単元において未実施となっている実技、実験、実習については、学校の教育活動再開後の早い時期に優先的に扱うこととするなど、指導計画の変更を行う。
- 年間指導計画及び単元の指導計画に基づき行われた臨時休業中の家庭学習に関して、その学習成果を適切に把握し評価することにより、当該単元については、再度指導する必要があるものと校長が判断した場合は、当該単元に係る学習については補填する必要はない。ただし、児童生徒の取組状況を適切に把握し、目標の実現状況について「努力を要する」状況の児童生徒に対しては、必要な手立てを講じ、適切に指導・支援する。
- 特に最終学年の学習指導・評価については、設定しているすべての観点について見とることができるよう、当該単元で扱うこととしている実技、実験・実習などの家庭学習で実施することが難しい内容について、授業において優先して扱い補填することが必要である。
- 授業時数を補うための方法としては、例えば次の方法が考えられる。
 - ・ 学校行事の中止・延期・縮小
 - ・ 学期始末の午前日課を午前・午後日課に変更
 - ・ モジュール学習の設定
 - ・ 総合的な学習の時間の一部を学校外学習活動で実施（年間時数の1/4程度まで実施可）
 - ・ 学校行事の時数を総合的な学習の時間に代替

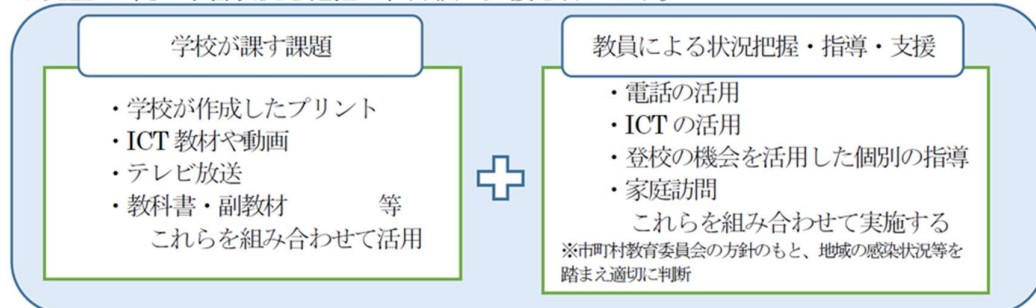
なお、年間授業時数が学習指導要領上の標準時数を下回ったとしても、それだけで問題となることはありません。

（２）学習指導と評価

①年間の学習指導・評価の進め方

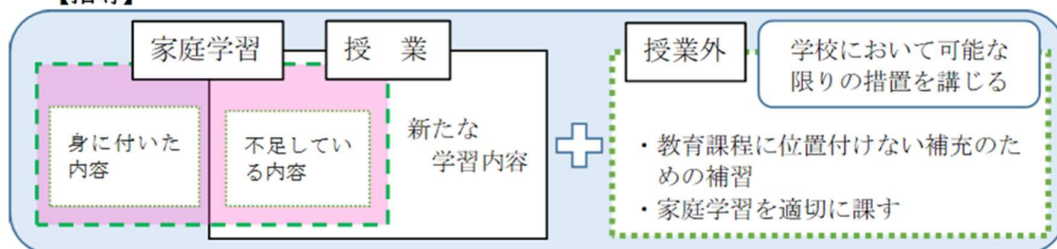
各学校では、学校全体で見直し、変更した指導計画に基づき、年間の学習指導を適切に進めましょう。

- ① 臨時休業期間における家庭等での学習については、学校が学習課題を課し、教員が可能な限り児童・生徒の学習状況を把握し、評価・支援を行います。

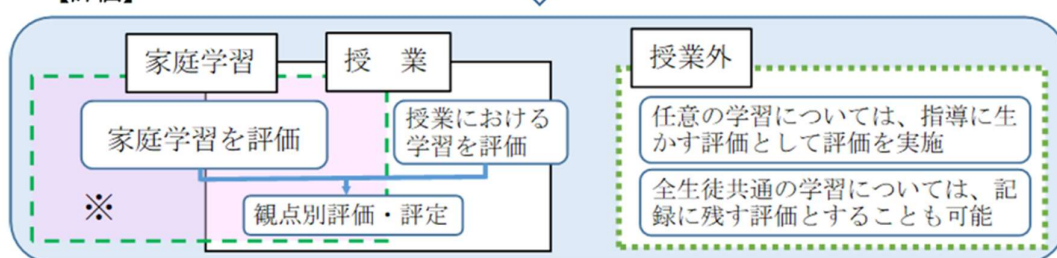


- ② 教育活動再開後の学習指導については、把握した児童・生徒一人ひとりの学習状況を踏まえ、授業や補習等において必要な指導・支援を行った上で、適切に成果を評価します。

【指導】



【評価】



なお、次の要件のもとで学校が課した家庭学習の状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと校長が判断した場合には、授業で再度取り扱わないことができます。

<要件>

- I 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること。
- II 当該家庭学習における児童生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること。

各学校においては、児童生徒一人ひとりの学習状況を丁寧に把握したうえで、観点別の評価を行い、個別の学習指導・支援を行うとともに、必要な授業改善を行います。

- 児童生徒の学習評価については、日々の授業の中で把握した学習状況等を踏まえ、各学校において総合的に判断して行う。
- 中学校における「定期試験」については、各教科等における学習指導の進捗状況等を踏まえ、実施の有無、実施時期や実施方法等を検討し、適切に判断する。
- 各学校における「学期末の評定」については、各教科等における学習指導の進捗状況等を踏まえ、町教育委員会と連携のうえ、実施の有無、実施時期や実施方法等を検討する。

②年度当初予定していた内容の指導を本年度中に終わることが困難な場合の対応

各学校では、今後も地域の感染状況等により、再度臨時休業や分散登校を実施する等の事態も想定し、ICT活用も含め、学校における学習指導と家庭学習への指導との両面から、柔軟な対応が可能となるよう準備を進め、その時々で必要な対応を行います。

また、学校における指導の充実を最大限図ったうえで、なお年度当初予定していた内容の指導を本年度中に終わることが困難である場合には、次のような特例的な対応が補完的な取組として考えられます。

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について」（令和2年5月15日付け文部科学省通知）

（i）次年度以降を見通した教育課程編成

今年度在籍している最終学年以外の児童生徒（小学校第1学年から第5学年まで、中学校第1学年・第2学年、高等学校第1学年・第2学年等）に係る教育課程に関する特例的な対応として、各学校において本年度指導を計画している内容について学年内に指導が終えられるように努めても、なお臨時休業及び分散登校の長期化などにより指導を終えることが難しい場合には、学校教育が協働的な学び合いの中で行われる特質を持つことに鑑み、学校行事等も含めた学校教育ならではの学びを大事にしながら教育活動を進めていくことが大切であること等を踏まえ、令和3年度又は令和4年度までの教育課程を見通して検討を行い、学習指導要領において指導する学年が規定されている内容を含め、次学年又は次々学年に移して教育課程を編成する。

（ii）学校の授業における学習活動の重点化

臨時休業及び分散登校の長期化などにより学校の授業における通常の学習活動で指導を終えることが困難な場合の特例的な対応として、学習指導要領に定める内容が効

果的に指導できるよう、個人でも実施可能な学習活動の一部を ICT 等を活用して授業以外の場において行うことなどにより、学校の授業において行う学習活動を、教師と児童生徒の関わり合いや児童生徒同士の関わり合いが特に重要な学習への動機付けや協働学習、学校でしか実施できない実習等に重点化する。

授業以外の場において行うこととする学習活動については、ICT の活用を含む多様な学習活動を学校の指導計画に位置付け、学習指導員の活用や地域・家庭等との連携も図ることにより、指導の充実を図り、その状況・成果を丁寧に把握する。また、内容の定着が不十分な児童生徒に対しては個別に指導を行う。

なお、児童生徒が密集して長時間活動する学習活動等、感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動については、指導順序の変更や教師による適切な事前・事後指導と授業以外の場における学習の組合せによる指導計画の立案など、各教科等の指導計画を見直し、必要な措置を講じる。

③補充的な学習指導・支援

各学校では、児童生徒一人ひとりの、これまでの家庭学習の状況や成果、定着の度合い等をしっかりと確認し、補充のための授業や補習の実施など、学習の遅れを補うための可能な限りの措置を講じましょう。

なお、特に学習内容の定着が不十分な児童生徒に対しては、別途、個別に補習を実施する、追加の家庭学習を適切に課すなどの必要な措置を講じます。

また、各学校では、補充のための授業や補習の実施に当たり、ICT 機器を用いたり、「オンライン学習」を有効に活用したりするなど、家庭・地域との連携・協働に努め、取組を充実させることが必要です。

(3) 学校行事等

各学校では、各教科等の授業時数の確保に努めつつ、児童生徒にとっての学校行事や児童会・生徒会活動、クラブ活動、部活動等がもつ教育的な意義を踏まえ、あらかじめ、その活動時間の確保にも留意する必要があります。

その際には、感染防止の観点から、児童生徒の安全・安心を第一とし、といった観点から実施計画を抜本的に見直し、実施の有無を検討しましょう。

視点1 各活動のねらいを改めて確認し、関連するものは統合する

視点2 「3つの密」の条件が重ならないなどの感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い活動は行わない

視点3 準備や練習の時間を最小限とする

感染防止に加え、次のことを考慮し総合的に判断

- ①学校経営方針や今年度の重点目標の実現に向けて優先性があるか。
- ②ねらいの達成に向けて、他の行事や取組で代替不可能か。
- ③児童生徒や教職員へ過重な負担がかからないか。
- ④慣習や前例踏襲ではなく、児童生徒の学びにとって不可欠か。

中止等を判断する際の考慮事項

- ①児童生徒や家庭・地域が目線から、この状況での実施に納得が得られるか。
- ②中止する学校行事のねらいを、他の取組でどのように代替できるか。
- ③中止によって、実行委員等に出選されていた児童生徒のケアは可能か。
- ④中止等の変更によって生じた時間数の活用方法は明確であるか。

児童生徒や家庭・地域等との共有事項

- ①学校全体に関わる行事や関係団体と協働する行事については、学校評議員会やPTA本部役員、関係団体等との協議を経て決定する。
- ②決定した変更内容については、判断の経過や決定理由を含め、児童生徒に分かりやすく説明するほか、学校ホームページや学校だよりによる周知をはじめ、家庭・地域への情報提供を丁寧に行う。
- ③児童会・生徒会に関わる行事については、実施の判断やその在り方も含めて、児童生徒の意見をもとに、可能な限り主体的に決定、実践することが望ましい。
- ④学年や学級単位の行事については、教職員と児童生徒が話し合いを重ねながら、限られた時数の中で、学年づくり、学級づくりのために必要な取組を絞り込み、主体的・協働的な実践となるよう指導・支援する。

第5章 感染が広がった場合における対応について

新型コロナウイルス感染症は、当分の間、常に再流行のリスクが存在します。このため、緊急事態宣言の対象地域から除外された地域であっても、引き続き流行への警戒を継続し、地域における感染者が増加した場合に備えて流行の監視体制を強化するとともに、その場合の学校における対応について想定・準備を進めておくことが重要です。

また、感染者及びその家族等への差別・偏見・誹謗中傷などはあってはならないことであり、これらが生じないよう十分に注意を払いますが、万が一これらの行為が見られた場合には、加害者に人権尊重の視点に立った指導を行うとともに、その被害者に対して十分なサポートを行う必要があります。

1 町福祉部局との連携による地域の感染状況の把握

基本的対処方針において、都道府県は、学校設置者に対し、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うこととされています。これを踏まえ、学校設置者は、都道府県等の衛生主管部局と連携して、地域の感染状況を把握することが重要です。

2 学校において感染者等が発生した場合の対応について

(1) 学校で感染者が確認された場合の対応

① 学校等への連絡

学校で児童生徒等や教職員の感染者が確認された場合は、校長は、感染した児童生徒等について出席停止の措置をとるほか、感染者が教職員である場合は、病気休暇等の取得や在宅勤務、職務専念義務の免除等により出勤させないようにしてください。

また、児童生徒等や教職員が濃厚接触者と判定された場合にも、同様の措置をとってください。

② 感染者や濃厚接触者等の出席停止

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童生徒等に対し、出席停止の措置を取ります。

なお、陽性者に対して出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、発症日の翌日から起算して10日間とします。また、濃厚接触者に対して出席停止

の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して7日間とします。

感染者や濃厚接触者が教職員である場合には、病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとします。なお、認定こども園、幼稚園、小学校、義務教育学校及び特別支援学校において、幼児児童に必要な教育等が提供されるための緊急的な対応として、濃厚接触者となった教職員が、待機期間中においても、一定の条件の下（下記の表を参照）、出勤を可能とする取扱いも認められています。また、感染者や濃厚接触者であった教職員や児童生徒等が学校に出勤、登校するに当たり、学校に陰性証明を提出する必要はありません。

【出席停止の場合】

陽性者の場合・・・発症日の翌日から10日間を出席停止期間とする

濃厚接触者の場合・・・濃厚接触者と接触をした日の翌日から7日間を出席停止期間とする

(表)

濃厚接触者の分類	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
すべての濃厚接触者 (社会機能維持者含む)	最終接触	不要不急の 外出自粛							解除
勤務を続ける 一部の施設従事者*1	接最終	キット	検査	検査	検査	検査	検査	解除	検温等自身で 健康状態の確認 ほか*2
勤務を続ける 医療従事者 (ワクチン接種歴あり)	最終接触	PCR	検査	検査	検査	検査	検査	解除	
		キット	検査	検査	検査	検査	検査	解除	

(検査は原則 自費検査とする。施設や医療機関等の従事者については、事業主が主体となって検査体制を確保する)

*1 高齢者・障害児者施設、医療機関、保育所（地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む）、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び放課後児童クラブの従事者を指す

*2 そのほか、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求める

③ 校舎内の消毒

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行います。必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノール、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は遊離塩素濃度 25ppm（25mg/L）以上の亜塩素酸水消毒液により消毒するようにします。また、症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とされています。

なお、物の表面についたウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なりますが、24 時間～72 時間くらいと言われており、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も考えられます。

トイレについては、消毒用エタノール、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は遊離塩素濃度 100ppm（100mg/L）以上の亜塩素酸水消毒液を使用して消毒します。

3 臨時休業の判断について

学校において感染者が発生した場合に、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要性については、通常、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて学校の設置者が判断することとなりますが、学校の設置者は、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域においては、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合に臨時休業を行う範囲や条件を事前に検討し、公表しておくことが適切です。

（１）学校で感染者が発生した場合の臨時休業について

児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、学校保健安全法第 20 条に基づく学校の全部または一部の臨時休業の要否等について判断します。臨時休業については、現に学校内で感染が広がっている可能性に対して、児童生徒等の学びの保障の観点等に留意しつつ、まずは感染者が所属する学級の閉鎖を検討するなど、必要な範囲、期間において機動的に対応を行うことが重要です。

（２）感染者が発生していない学校の臨時休業について

地域の感染状況が悪化し、感染経路不明の感染者が多数発生しているような地域では、地方自治体の首長がアラートを発し、地域内の社会経済活動を一律に自粛することがあります。このような局面では、感染者が出ていない学校であっても、臨時休業を行う場合があります。その際、設置者は、臨時休業の要否について、児童生徒等や教職員の生活圏（主に児童生徒等の通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲とし、加えて、地域の実情に応じて保護者の通勤圏や教職員の在住地の状況も考慮する）におけるまん延状況により判断することが重要です。

レベル３の地域では、このように、地域や生活圏の感染状況を踏まえた臨時休業を行う場合もありますが、レベル１及びレベル２の地域においては、基本的には、地域一律の臨時休業を行う必要性は低いと考えられます。

なお、臨時休業を行う場合であっても、児童生徒等の学びを保障する観点から、分散登校による任意の登校日（自主登校日）を設けることなどにより、感染リスクを可能な限り低減しつつ、登校の機会を設ける工夫を行うことが期待されます。

（３）新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域における臨時休業の考え方について

地域や児童生徒等の生活圏（主に児童生徒等の通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲とし、加えて、地域の実情に応じて保護者の通勤圏や教職員の在住地の状況も考慮する）におけるまん延状況を把握し、児童生徒等の学びの保障も考慮しつつ、臨時休業の必要性について地方自治体の首長と事前に十分相談します。

また、臨時休業を行う場合であっても、児童生徒等の学びを保障する観点から、分散登校による任意の登校日（自主登校日）を設けることなどにより、感染リスクを可能な限り低減しつつ、登校の機会を設ける工夫を行います。

<通常の場合>

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合のフロー

【学校から設置者への連絡、感染者の出席停止等】

学校は、児童生徒等又は教職員が感染した旨の連絡を受けたら、

- ・設置者に連絡し、感染者の学校内での活動状況を伝える。
- ・感染者が児童生徒等の場合、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止措置。
- ・感染者が教職員の場合、出勤させない扱いとする。

【設置者から保健所に相談】

設置者は、臨時休業の実施の必要性も含めて、保健所に相談。

【保健所による調査】

保健所は、必要な情報を収集し（調査）、濃厚接触者の特定等を実施。
学校及び設置者は、上記調査に協力。

【設置者が臨時休業の要否を判断】

設置者は、保健所の見解や学校医の助言等を踏まえ、学校の全部又は一部の臨時休業の要否を検討。

右以外の場合

学校教育活動を継続

- ※状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直し等（濃厚接触者がいる場合）
- ※濃厚接触者が児童生徒の場合、出席停止措置
- ※濃厚接触者が教職員の場合、出勤させない取扱い

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合等

学校保健安全法第 20 条に基づき、学校の全部又は一部の臨時休業

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合のイメージ（例）

- ・家庭内感染ではない感染者が、複数発生
- ・感染者が不特定多数との間で、マスク着用なしで、近距離での接触があった

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（概要） ～濃厚接触者等の特定について～

※令和3年8月27日に示したガイドラインの内容に令和4年3月17日に示した留意事項の内容を反映

- 保健所等による積極的疫学調査等が実施されない学校（※1）については、特段濃厚接触者等の候補者リストの作成を行う必要はない。
（※1）中学校や高等学校等。具体的には自治体毎に判断される。
- 保健所等が行う濃厚接触者等の特定のため、校内の濃厚接触者等の候補者リストの作成に協力することが必要な場合は、以下の考え方を参考に作成。

【濃厚接触者の候補】

- ・感染者と同居（寮等において感染者と同居の場合を含む）又は長時間の接触があった者
- ・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば）に直接触れた可能性の高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する可能性がある）
- ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし（※2）で、感染児童生徒等と15分以上の接触があった者
（※2）必要な感染予防策については、単にマスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態になかったかについても確認する。

【感染者周辺の検査対象者の候補】

- ・感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等（感染者と同一の学級の児童生徒等）
- ・大声を出す活動、呼吸が激しくなるような運動を共にした者等（感染者と同じ部活に所属する児童生徒等）
- ・感染者と食事や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等（感染者と同じ寮で生活する児童生徒等）
- ・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

※学校において上記の候補の速やかな特定が困難な場合は、判明した感染者が1人でも、感染状況によっては、原則として当該感染者が属する学級等の全ての者を検査対象とすることが考えられる。

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（概要） ～出席停止の措置及び臨時休業の判断について～

※令和3年8月27日に示したガイドラインの内容に令和4年3月17日に示した留意事項の内容を反映

【初期対応】

- 保健所等による積極的疫学調査等が実施されない学校については、特段初期対応としての臨時休業を行う必要はない。
- 濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し全体像が把握できるまでの期間、及び校舎内の清掃消毒等に要する期間（全体として概ね数日～5日程度（土日祝日を含む。）、臨時休業を行うことが考えられる。

【学級閉鎖】

- 以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。
 - ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
 - ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
 - ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
→保健所等による積極的疫学調査等が実施されない学校については、特段考慮する必要なし
 - ④その他、設置者が必要と判断した場合
- 学級閉鎖の期間としては、5日程度（土日祝日、全体像の把握等のために行った臨時休業の期間を含む。）
（その場合においても、当該学級について、①保健所等による積極的疫学調査等が実施されない場合においては未診断の風邪等の症状を有する者の検査の陰性が確認できた場合、②保健所等による積極的疫学調査等が実施される場合においては未診断の風邪等の症状を有する者や濃厚接触者を対象としたものを含めた適切な疫学調査が実施され、濃厚接触者等の特定やその検査の陰性が確認できた場合等には、当該期間を短縮することが考えられる。）

【学年閉鎖及び学校全体の臨時休業】

- 感染が広がっている可能性が高い場合、複数の学級を閉鎖する場合は学年閉鎖を、複数の学年を閉鎖する場合は学校全体の臨時休業を実施する。

【積極的疫学調査の実施が遅延した場合等の学校再開】

- 学校医等と相談し、臨時休業を開始してから5日後程度（土日祝日を含む。）を目安として再開することが考えられる。

4 やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対するＩＣＴの活用等による学習指導について

臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒等に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童生徒等との関係を継続することが重要です。

このため、感染の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、学校において必要な措置を講じます。特に、一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、例えば同時双方向型のウェブ会議システムを活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習把握を行うことが重要です。

学習指導を行う際には、感染の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、主たる教材である教科書に基づいて指導するとともに、教科書と併用できる教材等（例えばデジタル又はアナログの教材、オンデマンド動画、テレビ放送等）を組み合わせたり、ＩＣＴ環境を活用したりして指導することが重要です。また、登校日の設定や家庭訪問の実施、電話や電子メールの活用等を通じて学習の状況や成果をきめ細かく把握するようにしてください。さらに、課題を配信する際には、児童生徒の発達の段階や学習の状況を踏まえ、適切な内容や量となるよう留意してください。家庭の事情等により特に配慮を要する児童生徒に対しては、ＩＣＴ環境の整備のため特段の配慮措置を講じたり、地域における学習支援の取組の利用を促したり、特別に登校させたりするなどの対応をとることが必要です。

5 保護者等への情報提供について

学校において感染者が発生した場合、また、学校の臨時休業を行う場合、地域住民や保護者等へ情報提供することが考えられます。一方、その場合には十分に感染者等の個人情報の保護に配慮するとともに、そうした情報が差別や偏見につながらないように慎重に対応する必要があります。

いずれにせよ、地域住民や保護者等への情報提供については地域の実情に応じて判断する必要がありますが、情報提供の目的や対象、情報提供する内容等について基本的な考え方を整理すると以下のとおり考えられます。

①学校による保護者等への情報提供

学校において感染者が発生した場合、保護者等はそうしたことに関して深い関心を有するものであり、保護者等に対して必要な情報を提供することは重要です。

（１）感染者が発生した学級等への情報提供

感染者が発生した学級等に係る保護者等へは、適切な健康観察を促すことと学級等の運営状況に関する説明という観点から、以下のような情報を提供することが考えられます。

- ・ 臨時休業の実施予定
- ・ 臨時休業時の学習支援の方針 等

なお、個人情報の保護、特に差別や偏見等を防止する観点から、感染者を特定しうる情報まで提供するかについては慎重に判断する必要があります。ただし、感染者と特に感染リスクの高い行動を共にした者を明らかにするなどのために、保護者等の理解を得た上で、必要最小限の範囲で知らせることは考えられます。

（２）感染者が発生していない学級や学年等への情報提供

感染者が発生していない学級や学年等に係る保護者等に対しても、学校の運営状況に関する説明という観点から、個人情報の保護、差別や偏見等の防止の観点に留意しつつ、（１）に準じて情報を提供することが考えられます。

第6章 幼稚園において特に留意すべき事項について

幼稚園においては、前章までに述べた感染症対策を参照するとともに、幼児特有の事情を考慮し、以下の事項に留意します。

1 幼児への指導について

幼児期は身体諸機能が発達していくとともに、依存から自立へと向かう時期であることから、次のような配慮等が考えられます。

- 幼児が自ら正しいマスクの着用、適切な手洗いの実施、物品の衛生的な取扱い等の基本的な衛生対策を十分に行うことは難しいため、大人が援助や配慮をするとともに、幼児自身が自分でできるようになっていくために十分な時間を確保すること。なお、幼児については、マスク着用によって息苦しくないかどうかについて、教職員及び保護者は十分に注意すること。なお、本人の調子が悪い場合や、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させる必要はないこと。
- 幼児期は教えられて身に付く時期ではないことから、幼児が感染症予防の必要性を理解できるよう説明を工夫すること。

2 指導上の工夫・配慮等について

幼稚園は遊びを通しての総合的な指導を行っており、他の幼児との接触や遊具等の共有等が生じやすいことから、次のような指導上の工夫・配慮等が考えられます。

- 幼稚園教育では、幼児の興味や関心に応じた遊びを重視しているが、感染リスクを踏まえ、幼児が遊びたくなる拠点の分散、幼児同士が向かい合わないような遊具等の配置の工夫や教師の援助を行うこと。
- 時間割がなく、幼児が主体的に様々な場所で活動している実態を踏まえ、適時、手洗いや手指の消毒ができるよう配慮すること。
- 幼児が遊びを楽しみつつも、接触等を減らすことができるよう、遊び方を工夫すること。
- 幼児が歌を歌う際にはできる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにすること。

3 登降園時の注意について

登降園の送り迎えは、保護者同士が密接とならないように配慮するとともに、教職員と保護者間の連絡事項は掲示板を活用するなどして会話を減らす工夫をします。

また、園バス内は、定期的に窓を開け換気を行い、多くの園児が触れる場所は消毒を徹底します。